

総 行 経 第 2 号
令和 7 年 6 月 26 日

各都道府県 行政改革担当部局長 }
各都道府県 市区町村担当部局長 } 殿
各指定都市 行政改革担当部局長 }

総務省自治行政局行政経営支援室長

資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査の
とりまとめ結果及び指定管理者制度等の運用の留意事項について

資材価格の高騰、賃金上昇等への対応については、「資材価格の高騰、賃金上昇に係る民間委託等の運用の留意点について」（令和 6 年 12 月 5 日付け総行経第 35 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）及び「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について」（令和 7 年 1 月 8 日付け総行経第 2 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）において助言をしてきたところです。

今般、令和 7 年 2 月 7 日付けで照会した「資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査」の結果を別添 1 のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。団体ごとの調査結果に関しては総務省 HP（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/02gyousei07_04000174.html）をご参照ください。

なお、指定管理料の見直し等を実施している事例については、「資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査」（令和 7 年 5 月 13 日付け事務連絡）において紹介しておりますので、昨今の社会経済状況の変化に柔軟に対応するため参考とし、適切に対応いただきますようお願いいたします。

併せて、指定管理者制度及び民間委託の運用に際し留意すべき事項について、弊室より過去に発出した助言通知を別添 2 のとおり、整理しておりますので情報提供します。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本通知について周知方よろしく願います。

また、行政改革担当部局におかれましては、貴団体内の財政担当課及び契約担当課に加え、民間委託を行っている庁内の調達担当部局に対しましても、本通知について周知方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

担 当：総務省自治行政局行政経営支援室
電話番号：03-5253-5519（直通）
電子メール：gyoukaku@soumu.go.jp